

第 64 号 議 案

令和 5 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度長崎県小規模企業者等設備導入資金特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ130,844千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,015千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令 和 6 年 2 月 20 日 提 出

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		千円 1,327	千円 Δ221	千円 1,106
	1 繰越金	1,327	Δ221	1,106
3 諸収入		252,756	Δ130,623	122,133
	1 貸付金元利収入	252,756	Δ130,623	122,133
歳入合計		258,859	Δ130,844	128,015

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 商工費		千円 258,859	千円 Δ130,844	千円 128,015
	1 商工業費	6,003	Δ545	5,458
	2 公債費	252,856	Δ130,299	122,557
歳出合計		258,859	Δ130,844	128,015